

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年3月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

警察本部庁舎清掃業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

盛岡市内丸8番10号外

(5) 入札方法

(1)の件名で総価で入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格要件等

次に示す要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 盛岡市に本社、支店又は主たる営業所を有し、岩手県内で令和3年4月1日以降の期間において、日常清掃に係る清掃対象面積が7,000㎡以上の建築物の清掃業務を12月以上継続して履行した受託実績を有する者であること。

(3) 岩手県における令和4・5・6年度委託契約に係る競争入札参加資格者名簿(庁舎等管理業務)のうち、清掃(庁舎)において登録されている者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の規定に基づき都道府県知事の登録を受けている者であること。

(5) 岩手県県税条例(令和3年岩手県条例第58号)第4条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(7) 事業者の代表者、役員(執行役員を含む。)又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(8) この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(以下「措置基準」という。)に基づく指名停止及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止を受けていないこと。

(9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けていないこと。

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒020-8540 盛岡市内丸8番10号 岩手県警察本部警務部会計課施設企画係

電話番号 019-653-0110

(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量150gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。)

(2) 入札説明書等の交付期日

令和6年3月13日(水)午後5時まで

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和6年3月13日(水)午後5時までに3(1)の場所に直接持参して提出しなければならない。

なお、入札説明書等の交付及び書類の提出については、いずれも土・日曜日を除く。

(3) 入札参加決定の通知

令和6年3月21日(木)までに通知する。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

令和6年3月25日(月) 午後1時45分 岩手県警察本部7階大会議室

### 5 その他

(1) 入札手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 入札への参加

3(2)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加することができる。

なお、郵送による入札は認めない。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 最低制限価格制度

適用する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 委託業務手続の停止

令和6年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件委託業務手続について停止の措置を行うことがある。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。